

青森市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
主な制定内容のポイント

第 1 章 総則	
制定内容 (第 1 条～ 第 1 9 条)	趣旨、定義、一般原則、災害対策、安全計画の策定、虐待の防止、衛生管理、秘密保持、苦情対応等 ※ <u>本体施設の基準条例と同内容</u>
第 2 章 乳児等通園支援事業	
第 1 節 通則	
(第 2 0 条)	◆乳児等通園支援事業の区分 ・一般型 保育所等の本体とは別枠で専従職員を配置して実施する ・余裕活用型 保育所等の本体の空き定員数の範囲内で実施する
第 2 節 一般型乳児等通園支援事業	
設備の基準 (第 2 1 条)	◆面積基準 ・0 歳児を保育する乳児室 乳児 1 人につき 1. 6 5 平方メートル以上 ・1 歳児を保育するほふく室 幼児 1 人につき 3. 3 平方メートル以上 ・2 歳児を保育する保育室又は遊戯室 幼児 1 人につき 1. 9 8 平方メートル以上
保育室等を二階(三階以上)に設ける建物に係る設備の基準 (第 2 2 条、第 2 3 条)	保育室等を 2 階以上に設ける場合の設備基準(建物の耐火構造、設けるべき防火設備、避難設備、通報設備等)
職員 (第 2 4 条)	◆職員配置基準 (1) 資格 ・保育士又は市が指定した研修を修了した者 (2) 職員数 ・0 歳児おおむね 3 人につき 1 人以上 ・1 歳児から 2 歳児おおむね 6 人につき 1 人以上 ※職員数のうち半数以上は保育士 ※<u>1 施設当たり 2 人を下回らない(保育所等と一体的に運営する場合にあっては、配置する職員を 1 人とすることができる)</u>
乳児等通園支援の内容 (第 2 5 条)	利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じた支援を提供する
保護者との連絡 (第 2 6 条)	利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、支援内容等について理解及び協力を得るよう努める

第 3 節 余裕活用型乳児等通園支援事業		
	設備及び職員の基準 (第 2 7 条)	(1) 余裕活用型の基準 保育所、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業等の各施設類型の基準条例に従う (2) 面積基準の読み替え規定 本市の基準条例では 0 歳児の乳児室の面積基準を乳児 1 人につき 3. 3 平方メートルとしているが、乳児 1 人につき 1. 6 5 平方メートルと読み替える ※一般型の面積基準と統一する
	準用 (第 2 8 条)	「一般型」の一部の規定を「余裕活用型」に準用する
第 3 章 雑則		
	電磁的記録 (第 2 9 条)	事業を実施する際に作成する文書等について、書面に代えて電磁的記録により行うことができる
附則	施行日	令和 7 年 4 月 1 日